

設置目的

・「市民と市が協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図る」（新潟市区自治協議会条例第1条）

「地域のことは地域が自ら考え、自らが行動するという、分権型の政令指定市をつくります。」  
 「市民が主体的にまちづくりに参画し、共助と協働の輪を広げて、安心して暮らせる社会、持続可能な市民自治の仕組みを自らの力でつくり上げていきます。」（新潟市自治基本条例前文）

方向性

【引き続き行っていきたいもの】

- 地域住民自らがコミ協やNPO活動等を通じて、地域課題を把握・解決

【見直しや廃止を含め要検討】

- コミ協（自治会・町内会）～自治協～区役所」という仕組みを通して区民の意見集約

「多様な意見を聞くためには自治協は必要」（自治協会長会議）

「市からの方針を一面的におろすだけになっている」（委員研修会）

（委員研修会）

役割

・「区民等の参画を通じて、多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、区民等と市との協働の要となるよう努める」（新潟市区自治協議会条例第7条）

■地域代表の役割

- ・自治協での議論を団体へ持ち帰り、活動へ活かす
- ・市から各種事務事業の報告等を受け、地域へ周知する

■実施主体の役割

- ・自治協提案事業（予算500万円/区）の企画、実施等に主体的に取り組む
- ・広報紙の発行

■審議会の役割

- ・諮問/答申、必須意見聴取、意見具申（建議）

方向性

地域代表

【引き続き行っていきたいもの】

- 委員同士の地域課題の情報共有。意見交換や課題解決に向けた方法の検討

【見直しや廃止を含め要検討】

- 行政からの報告（制度の説明など決定権がないものは、自治会や市報を通じて行うなど）
- 「協働の要」の再定義

「自治協の報告書を見ていると、ほとんどが執行部提案。行政主導ではなく、自治協が自ら議題を提案することを期待している」（6月議会）

実施主体

【引き続き行っていきたいもの】

- 区役所企画事業への地域意見の反映

【見直しや廃止を含め要検討】

- 自治協提案事業の企画、実施、評価
- 広報紙を自治協自らが発行

「協働の要」という言葉は耳触りが良いが、決定権がなく報告を受けるばかり。立ち位置がよく分からない」（あり方検討委員会）

「区の特徴を活かすには良い」（あり方検討委員会）

「マンネリになっている。提案事業は委員が行う必要はない」（あり方検討委員会）

審議会

【引き続き行っていきたいもの】

- 総合計画及びこれに準ずる計画（区ビジョンまちづくり計画等）に関する事項のうち、区の区域に係るものを決定又は変更する場合の意見聴取

【見直しや廃止を含め要検討】

- 附属機関としての諮問/答申、必須意見聴取

「知らせるのは行政の責任」（あり方検討委員会）

「これからは区長の権限強化や区役所の果たす役割が重要。区長が幅広い区民の意見を聴いているということが一番大事」（9月議会）